

# 久留米市議会基本条例 検証結果報告書

令和元年 12 月

久留米市議会 議会運営委員会

## 1. はじめに

久留米市議会基本条例は、平成 19 年に設置された議会制度調査特別委員会において、14 回の調査を経て、平成 20 年第 4 回市議会（定例会）において可決、成立し平成 20 年 12 月 26 日に施行された。

本条例は、「議会の運営及び議員に関する基本的な事項を定めることにより、議会が担うべき行政監視及び政策立案の役割を果たし、もって、市民福祉の向上及び持続的で活力あるまちづくりの実現に寄与すること」を目的としている（基本条例第 1 条）。

また、平成 29 年に設置された議会制度調査特別委員会における本条例の見直し手続についての調査を踏まえ、平成 31 年 3 月に本条例の検討の場を議会運営委員会とする条例改正が行われた。

本委員会は、改正された本条例第 22 条「議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討しなければならない」との規定に基づき、これから議会のあり方、方向性の礎となるよう、本年度の議員改選後、新たな議会運営委員会の発足当初から検証に取り組んだ。

## 2. 検証の経過及び方法

検証に当たっては、条文ごとに行うこととし、その評価は達成・一部達成・未達成の 3 段階とした。評価における意見の集約方法としては、まず、条文ごとに議会がこれまで取り組んだ事項を記載した検証シートを作成し、各会派・団体における検証を行った後、その結果を参考とし、委員会で協議を行うこととした。

また、委員会においては、多くの意見を取り入れ議論を深めるため委員間討議を用いるとともに、委員外議員の発言も認め、協議を行った。

### 議会運営委員会における検証の経過

| 月　日                                     | 協議内容等                    |
|---|--------------------------|
| 令和元年 6 月 3 日                            | 議会運営委員会において検証を行う事の確認     |
| 令和元年 7 月 18 日                           | 先進地視察（東京都調布市）            |
| 令和元年 8 月 29 日                           | 検証方法及びスケジュールの協議          |
| 令和元年 9 月 18 日                           | 検証シートについての協議             |
| （令和元年 9 月 18 日<br>から<br>令和元年 10 月 10 日） | 各会派・団体において検証             |
| 令和元年 10 月 18 日                          | 各会派・団体の検証結果を参考とし、条文ごとに協議 |
| 令和元年 11 月 14 日                          | 各会派・団体の検証結果を参考とし、条文ごとに協議 |
| 令和元年 12 月 16 日                          | 報告書について協議                |

### 3. 検証の結果

別紙 検証結果表のとおり

### 4. 検証結果の公表

本委員会における検証の結果については、市ホームページや議会だより等に掲載し、広く市民に周知を図ることとする。

### 5. むすびに

議会基本条例について検証を行ったことは、議会・議員としての活動原則を確認、共有を図る意味において大きな意義があり、地方分権が進む現在、議会が何を求められているのかを見つめ直す契機となる。

また、各条文ごとに議論を深めていく中で、これまでの議会改革の取り組みの結果、一定の達成を得又は、進捗している項目はあるものの、今後議会が取り組むべき課題も明らかになったと感じている。特に、「市民の多様な意見を把握」し「より議論を深めるため」に何をすべきかについて、様々な意見が出された。

本条例第22条第2項においては、「検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする」と定められている。

議長においては、本委員会における検証結果を参考としていただき、今後、議会改革等へ取り組んでいただくようお願いする。